

先端設備等に係る固定資産税の特例措置について

中小企業者の前向きな設備投資や賃上げを後押しするため、「中小企業等経営強化法」に基づく固定資産税の特例措置を行っています。中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けたうえで、一定の要件を満たす設備を導入し、償却資産申告時に必要書類を添付することで固定資産税が軽減されます。

特例措置の対象となる者

次に該当する中小企業者のうち、佐賀市(経済政策課)から「先端設備等導入計画」の認定を受けた者

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ 次に該当する場合は、特例の対象となりません。

- ・ 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

特例措置の対象となる先端設備

	機械装置	測定工具及び検査工具	器具備品	建物附属設備 (*1)
取得時期	令和7年4月1日～令和9年3月31日			
取得価額 (*2)	160万円以上	30万円以上		60万円以上
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃上げ表明(1.5%以上のもの)したことを位置付けた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年平均5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けたもの ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと 			

(*1) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く(償却資産として課税されるもの)

(*2) 取得価額には購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用)及び事業の用に供するために直接要した費用を含む

特例措置の適用内容

賃上げ表明	特例割合	設備の取得時期	適用期間
1.5%以上	2分の1に軽減	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	3年間
3%以上	4分の1に軽減	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	5年間

※計画提出日が属する事業年度(令和7年4月1日以降に開始する事業年度に限る)又はその翌事業年度の雇用者給与等支給額を引き上げるものに限る。

特例措置を受けるための手続き

① 償却資産申告時に提出いただく書類について

- ・ 佐賀市から認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- ・ 佐賀市が発行した先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・ 認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し
- ・ 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面

※ リース契約の場合は他に必要書類がありますので、佐賀市資産税課までお問い合わせください。

② 償却資産申告時の留意事項について

令和8年中に先端設備等を取得した場合は、令和9年1月31日までに対象設備を増加資産として申告してください。

摘要欄に先端設備特例と明記してください

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	評価額	課税標準の特例		帳簿価額	増加事由	摘要
				年号	年	月					率	コード			
2		カッターマシン	1	5	08	10	11,000,000	15	0.0				1-2 3-4	先端設備特例	

問い合わせ

【先端設備等導入計画に関すること】	佐賀市 経済政策課	電話:0952-40-7101	FAX:0952-26-6244
【特例・償却資産申告に関すること】	佐賀市 資産税課	電話:0952-40-7073	FAX:0952-25-5408